

大船渡市東日本大震災 追悼施設整備方針（案）

～ 皆さんから意見を募集します ～

市では、震災で犠牲になられた市民の方々を追悼するとともに、震災の記憶を後世に伝えるために、「大船渡市東日本大震災追悼施設整備方針」の策定を進めています。この方針の案について、広く市民の皆さんから意見を募集します。

■ 意見を募集する対象

大船渡市東日本大震災追悼施設整備方針（案）

■ 意見の募集期間

令和5年3月31日（金）から4月14日（金）まで

※郵送の場合、4月14日（金）の消印を有効とします。

■ 資料の閲覧場所

- (1) 市公式ホームページ
- (2) 市役所（1階市民ホール）
- (3) 三陸支所
- (4) 綾里地域振興出張所
- (5) 吉浜地域振興出張所
- (6) リアスホール
- (7) カメリアホール

■ 意見を提出できる方

市内に在住、又は通勤・通学している方及び東日本大震災で犠牲になられた市民の市外在住のご遺族

■ 意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、市外在住のご遺族の方は犠牲になられた方の氏名及びその方との続柄も明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。（様式の指定はありませんが、参考までに「記入様式」を用意していますのでご活用ください。）

- (1) 直接持参（土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
市役所本庁2階 総務部防災管理室
- (2) 閲覧場所に設置してある市民提言箱への投函
- (3) 郵便
〒022-8501 大船渡市総務部防災管理室あて
- (4) ファクシミリ
0192-26-4477 大船渡市総務部防災管理室あて
- (5) 電子メール
ofu_bousai@city.ofunato.iwate.jp

■ 意見の取扱い

- (1) 提出された意見は、大船渡市東日本大震災追悼施設整備方針（案）の参考とします。
- (2) 住所、氏名等の必要事項が明記されていない場合は、意見として受け付けません。
- (3) 提出していただいた意見書は返却しません。
- (4) 提出された意見の概要（個人情報を除く）は、市ホームページ上で公表します。
- (5) 電話での受付や意見提出者への個別の回答は行いません。

担当：総務部防災管理室
電話：0192-27-3111（内線 293）